

院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル  
2023年1月1日版

公益社団法人地域医療振興協会  
東京北医療センター

<処方変更に係る原則>

- ※ 薬剤師法第24条に基づき、処方せんに疑わしい点がある場合の疑義照会は、簡素化できない。  
薬剤師法第23条に基づき、処方せんの変更には医師の同意が必要である。
  - ※ 保険薬局薬剤師は、以下のプロトコルに沿って医師の確認を必要とせず、処方変更を行うが、当該変更は疑義照会に該当しない、1) 調剤上の工夫、2) 患者利便性の向上、3) 明らかな記載ミスによるものであって、医師による事前の包括的指示と、変更することについての事前同意を得て行うものである。
  - ※ 実施にあたり各保険薬局と東京北医療センターとにおいて合意書の締結が必要である。
- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
  - ・ 「含有規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
  - ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る
  - ・ 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

1.処方変更・調剤後の連絡

処方変更し調剤した場合は、その内容をお薬手帳に記載の上、WEBフォームにて当院薬剤室に連絡する。薬剤室では、必要に応じて電子カルテ内の処方を修正し、次回からの処方に反映させる。また、後発医薬品の変更についてはお薬手帳に記載し、FAXによる報告は不要とする。

2.問い合わせの不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

- ① 処方薬剤を服薬状況等の理由により、一包化調剤すること（抗腫瘍剤、及びコメントに「一包化不可」とある場合は除く）。  
\* 患者希望あるいはアドヒアランス不良が、一包化により改善されると判断できる場合に限る。
- ② 剤形の変更（安定性、利便性の向上のための変更に限る）  
例：オルメテックOD錠20mg → オルメテック錠20mg  
ボナロン経口ゼリー35mg → ボナロン錠35mg  
\* 用法用量が変わらない場合のみ可。  
\* 抗腫瘍剤を除く  
\* 軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更は不可。
- ③ 成分名が同一の銘柄変更  
例：ボナロン錠35mg → フォサマック錠35mg  
アレンドロン酸錠35mg「日医工」  
\* 先発品間でも可（但し薬剤料が同額以下の場合のみ）。
- ④ 残薬調整に関する問い合わせ不要例（ただし、麻薬に関するものは除く）  
薬歴上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）（日数の延長はなし）  
例：エフィエント錠3.75 30日分 → 27日分（3日分残薬があるため）

例：ルリコンクリーム1% 3本 → 2本（1本残薬があるため）

\* 残薬調整を行った場合は、処方箋の発信だけでなく、WEBフォームを用いて残薬が生じた理由に関する情報提供をお願いします。この報告がない場合、次回診察時に患者に不利益が生じることもあり得るので厳守してください。

- ⑤ 湿布薬や軟膏での規格変更に関すること（合計処方量が変わらない場合）

例：アドフィードパップ40mg（7枚入り）×6袋

→ アドフィードパップ40mg（6枚入り）×7袋

マイザー軟膏0.05%(5g) 2本 → マイザー軟膏0.05%(10g) 1本

- ⑥ 漢方薬の用法を添付文書どおりの服用方法に変更（ただし、服用方法について口頭で指示されている場合を除く。

\* アドヒアランス等の向上を目的に服用方法が指示されていると考えられる場合には疑義照会を行ってください。

- ⑦ 水剤、散剤の混合調剤（有効性や品質が担保できる場合）

- ⑧ 湿布剤70枚未満への変更

- ⑨ インスリン用針の本数増減（次回外来まで過不足ないように調整）

- ⑩ アドヒアランス等の理由により処方薬剤を半割や粉砕、混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。ただし、抗悪性腫瘍剤を除く。

例：カンデサルタン錠8mg 1.5錠 → カンデサルタン錠8mg 1錠  
カンデサルタン錠4mg 1錠

- ⑪ 「1日おき服用」と指示された処方薬が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化（処方間違いが明確な場合）

例：（他の処方薬が30日分処方の時）

ファモチジンD錠20mg 1錠 分1 朝食後 隔日投与30日分 → 15日分

- ⑫ 外用薬（軟膏、クリーム剤など）最小単位数への変更

例：タリビッド眼軟膏1g→1本）

### 3.各種問い合わせ窓口

- ①処方内容（診療、調剤に関する疑義・質疑など）及び問い合わせ簡素化プロトコルに関すること

受付時間：平日8時30分から午後5時

TEL：03-5963-3314 薬剤室FAX：03-5963-6826

- ②保険関係（保険者番号、公費負担など）

受付時間：平日午前8時30分から午後5時

TEL：03-5963-3311（代）内線 2056 医事課外来係

### 4.運用開始日

令和5年2月1日

## 関係法令等

### 薬剤師法第 23 条 2 項

薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

### 薬剤師法第 24 条

薬剤師は、処方せんに疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならない。

### 保険医療機関及び保険医療費担当規則第 23 条 2 項

保険医は、その交付した処方せんに関し、保険薬剤師から疑義の照会があつた場合には、これに適切に対応しなければならない。